



建設地決定協議のための三者間確認書

2005年8月25日

次の当事者は、「墨田・台東エリア（建設候補地として墨田区業平橋・押上地区）」における新テレビ塔（仮称：すみだタワー）開発事業（以下「本件プロジェクト」という。）に関する協議を進める上で、以下のことを確認する。

- (1) 署名欄記載の在京放送会社6社（以下「在京放送会社」という。）
- (2) 墨田区
- (3) 東武鉄道株式会社及び同社が指定する共同事業予定者（以下「事業者」という。）

第1条（目的）

本確認書は、当事者が次の文書(1)に基づき、文書(2)を前提として、「墨田・台東エリア（建設候補地として墨田区業平橋・押上地区）」における新テレビ塔（仮称：すみだタワー）の建設地決定に向けて、当事者間の相互の信頼関係を基本とし、信義誠実の原則に基づき、円滑に協議を進めることを目的とする。

（文書）

- (1) 在京6社新タワー推進プロジェクトが平成17年3月28日付で新タワー誘致推進協議会に対して回答した文書「新タワー候補地のご提案に対する検討結果について」
- (2) 新タワー候補地に関する有識者検討委員会が平成17年3月付で在京6社新タワー推進プロジェクトに対して答申した文書「新タワー候補地に関する有識者検討委員会答申」

第2条（協議の内容）

当事者は、前条の文書に示された次の3条件及び6提言並びに本件プロジェクトの進め方等を中心に協議する。

（条件）

- (1) 隅田川をはさんだ台東・墨田両区の市民・行政が一体となった、観光や様々なまちづくり活動の支援・推進が図られること
- (2) 地元住民の受け入れがあること
- (3) 都市防災に関するさらなる行政支援がなされること

（提言）

- (1) 関係住民への情報開示と合意形成につとめること
- (2) 環境影響へのさらなる配慮につとめること
- (3) 周囲の防災性能の向上に努力がはらわれること
- (4) 周辺区とりわけ台東区側との連携、協調が図られること
- (5) 観光・文化創造の拠点として、そしてまちづくりとの連動が図られること
- (6) 現東京タワーとの共存が図られること

（その他）

建設候補地が決定した際のその後の本件プロジェクトの進め方

- 2 前項に定める以外の事項については、在京放送会社と事業者が別途協議のうえ決定するものとし、墨田区は必要に応じて協議に加わることができる。

第3条（運用開始目標）

当事者は、新テレビ塔の運用開始（本放送開始）時期を、地上波テレビ放送がアナログ放送からデジタル放送へ全面的に切り替わる2011年を目標とする。

第4条（協議の体制等）

本協議には、事業者の意向により新たな共同事業予定者を加えることができるものとする。なお、この場合、新たに共同事業者となった者は、本協議書の内容を遵守することを合意する書面を本確認書の当事者に交付しなければならない。また、これにより、協議体制に大幅な変更が生じた場合には、当事者は別途協議のうえ、新しい協議体制を整える。

2 当事者は、第2条の内容を協議するほか、各当事者の連絡担当者を定めて、必要に応じて情報交換のための連絡担当者会議を開くものとする。

第5条（協議スケジュール）

在京放送会社は、候補地の最終決定及び本件プロジェクトの遂行についての最終決定時期の目途を2005年12月末日とする。

第6条（確認事項）

本確認書に基づき、確認すべき事項等が発生した場合には、各当事者協議のうえ、別途覚書等を作成する。

2 本協議は、自由で建設的な協議とするため、当事者が署名、押印する書面で確認したことを除き、法的義務は発生しないものとする。

第7条（協議結果）

在京放送会社は、合理的理由がある場合には、その裁量により新テレビ塔の建設候補地の変更又は新テレビ塔の利用の中止若しくは延期をすることができる。この場合、その内容及び理由を他の当事者へ通知するものとし、通知後はこれを公表することを妨げない。

2 事業者は、合理的理由がある場合には、その裁量により新テレビ塔の建設の中止又は延期をすることができる。この場合、その内容及び理由を他の当事者へ通知するものとし、通知後はこれを公表することを妨げない。

3 墨田区は、他の当事者による前2項の通知に関して、事情等の聴取及び意見を述べることができる。なお、この場合においては、文書をもって行うものとする。

第8条（損害賠償及び費用の負担）

各当事者が、合理的裁量により本件プロジェクトを中止又は延期の決定をした場合、他の当事者は、中止又は延期による損害の賠償を求めることができない。

2 本件プロジェクトの遂行又は中止若しくは延期にかかわらず、新テレビ塔建設のための契約締結までの各当事者の費用は、各当事者の負担とする。ただし、各当事者は、他の当事者に過度の費用負担が生じないように配慮するものとする。

第9条（疑義等の解決）

本確認書に記載のない事項及び本確認書の解釈について疑義等が生じた場合には、当事者は誠意をもって協議する。

上記合意の証として、本確認書を8部作成し、各当事者が署名、押印のうえ各1部を保有する。

東京都渋谷区神南二丁目2番1号

日本放送協会

東京都港区東新橋一丁目6番1号

日本テレビ放送網株式会社

東京都港区赤坂五丁目3番6号

株式会社東京放送

東京都港区台場二丁目4番8号

株式会社フジテレビジョン

東京都港区六本木六丁目9番1号

株式会社テレビ朝日

東京都港区虎ノ門四丁目3番12号

株式会社テレビ東京

ト
で
主

東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

墨田区

都市計画部都市整備担当部長 河上 俊 郎



東京都墨田区押上一丁目 1 番 2 号

東武鉄道株式会社

